

○ 警視庁職員特殊勤務手当支給規程

平成9年3月31日

訓令甲第10号

存続期間

〔沿革〕 平成 10年 3月 訓令甲第2号、同第9号

11年 3月 同第10号

12年 2月 同第4号、3月同第20号、11月同第37号、同第41号

13年 3月 同第15号、6月同第27号、11月同第46号

14年 3月 同第19号、10月同第40号

15年 3月 同第14号、12月同第39号

16年 4月 同第11号、5月同第16号

17年 6月 同第19条、7月同第22号、10月同第26条

18年 4月 同第11号、9月同第30号

19年 5月 同第14号、7月同第21号

20年 3月 同第3号、10月同第32号、11月同第34号、12月同第42号

21年 3月 同第4号、5月同第12号、7月同第18号

22年 1月 同第2号、3月同第12号

23年 3月 同第3号

25年 3月 同第15号、9月同第26号、10月同第28号

26年 3月 同第15号、5月同第26号、9月同第29号

27年 6月 同第31号、7月同第33号、10月同第38号

28年 3月 同第10号、9月同第24号

29年 1月 同第1号、3月同第18号、6月同第27号、9月同第29号

30年 3月 同第4号、9月同第23号

31年 3月 同第11号、4月同第15号

令和 2年 6月 同第14号

3年 3月 同第3号、9月同第20号

4年 3月 同第5号、同第12号

5年 3月 同第7号、同第12号、9月同第26号

6年 3月 同第6号

7年 3月 同第15号、9月同第37号

8 年 3 月 同第 15 号 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 9 年 3 月 31 日東京都規則第 52 号。以下「規則」という。）第 5 条の規定に基づき、警視庁職員の特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(認定)

第 2 条 所属長は、規則に規定する特殊勤務手当の支給範囲及び別表の「特殊勤務手当支給基準表」により、特殊勤務手当の受給資格を認定するものとする。

(請求)

第 3 条 所属長は、警視庁情報セキュリティに関する規程（平成 26 年 5 月 27 日訓令甲第 22 条）第 2 条第 9 号の警視庁情報管理システムにより、特殊勤務手当の請求を行うものとする。

(細部事項)

第 4 条 この規程を運用するために必要な細部事項は、警務部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

以下改正附則抄録

附 則（令和 7 年 10 月訓令甲第 37 号）

この訓令は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月同第 15 号）

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

特殊勤務手当支給基準表

規則に定める特殊勤務手当の種類			支給対象		
			本部所属等	警察署	対象職員
捜査	(1)	ア	交通執行課 即決第二係及び即決第三係の捜査専従	交通捜査担当	警察官 (管理職員を除く。)

等 業 務 手 当		者並びに捜査第一係及び捜査第二係 交通捜査課 交通事故事件捜査第一係、交通事故事件 捜査第二係、交通事故事件捜査第三係、交 通鑑識第一係、交通鑑識第二係、交通特殊 事件捜査第一係及び交通特殊事件捜査第 二係 駐車対策課 放置駐車対策センター追跡捜査係 警護課 各係（警護管理係の庶務担当及び給料の 調整額受給者を除く。） 公安総務課 各係（庶務係、会計係、公安企画係、公 安管理係及び公安捜査監督指導係を除 く。） 公安第一課 各係（第一係の庶務担当を除く。） 公安第二課 各係（第一係の庶務担当を除く。） 公安第三課 各係（第一係を除く。） 外事第一課 各係（第一係の庶務担当を除く。） 外事第二課 各係（第一係の庶務担当を除く。） 外事第三課 各係（第一係の庶務担当を除く。） 外事第四課 各係（第一係を除く。） 刑事総務課 刑事特別捜査係 特別捜査課 各係（庶務係、会計係、企画統計係及び 連絡調整係を除く。） 捜査第一課 各係（強行犯捜査第一係、強行犯捜査第 二係、捜査等業務手当の(1)のウの受給者	公安及び外事担 当 捜査支援担当 強行犯捜査担当 知能犯捜査担当 盗犯捜査担当 組織犯罪対策担 当 暴力団対策担当 薬物銃器対策担 当 鑑識担当 検視対策担当 保安、生活経済、 生活環境及び少 年担当 麹町、丸の内、赤 坂及び東京空港 警察署の警護専 従者	
-----------------------	--	--	--	--

		及び給料の調整額受給者を除く。) 捜査第二課 各係(知能犯捜査第一係の庶務担当を除く。) 捜査第三課 各係(第一係の庶務担当及び捜査等業務手当の(1)のウの受給者を除く。) 犯罪収益対策課 各係(犯罪収益対策第一係及び犯罪収益対策第二係を除く。) 国際犯罪対策課 各係(第一対策係及び第二対策係を除く。) 暴力団対策課 各係(暴対管理第一係、暴対管理第二係、暴対企画係及び暴力団排除第二係を除く。) 薬物銃器対策課 各係(薬物銃器対策第一係及び薬物銃器対策第二係を除く。) 捜査共助課 各係(手配係の庶務担当及び捜査等業務手当の(1)のウの受給者を除く。) 生活安全総務課 子ども・女性安全対策第一係及び子ども・女性安全対策第二係 人身安全対策課 ストーカー・DV捜査第一係、ストーカー・DV捜査第二係及びストーカー・DV捜査第三係 生活経済課 各係(経済第一係の庶務担当を除く。) 生活環境課 各係(環境管理係及び捜査等業務手当の(1)のイの受給者を除く。) 保安課 各係(風俗管理係を除く。) 少年育成課		
--	--	--	--	--

		少年環境係及び福祉犯第一係の捜査専従者、福祉犯第二係、福祉犯第三係並びに福祉犯第四係 少年事件課 各係（指導第一係及び指導第二係を除く。） サイバー犯罪対策課 各係（管理係、対策係及び捜査支援第一係並びにネットワーク捜査指導室の各係を除く。） 交通機動隊 事件係 高速道路交通警察隊 各中隊の第一小隊 鉄道警察隊 特務係 サイバー攻撃対策センター 第六係、第七係、第八係、第九係及び第十係 公安機動捜査隊 隊本部（庶務係を除く。）及び班 捜査支援分析センター 機動第一係、機動第二係及び分析第二係 機動捜査隊 隊本部（庶務係を除く。）及び班 生活安全特別捜査隊 隊本部（庶務係及び資料係を除く。）及び班		
		鑑識課 各係（鑑識管理係及び捜査等業務手当の(1)のウの受給者を除く。）		警察官及び警察行政職員 (管理職員を除く。)
	イ	警備第一課 警備情報第一係、警備情報第二係、警備情報第三係、警備連絡係、警備現場第一係及び警備現場第二係 生活安全総務課	情報及び特別実態把握担当 防犯及び生活安全相談担当	警察官及び警察行政職員 (管理職員を除く。)

		防犯営業第一係及び防犯営業第二係 人身安全対策課 行方不明対策第一係、行方不明対策第二係、行方不明対策第三係、虐待対策第一係及び虐待対策第二係 生活環境課 危険物対策係の火薬類担当		
	ウ	交通捜査課 交通鑑識機動図化係 公安第四課 第一係の写真担当 捜査第一課 強盗犯捜査第一係の犯罪手口資料担当及び科学捜査係（捜査等業務手当の(1)のアの受給者を除く。） 捜査第三課 第二係の手口資料担当 薬物銃器対策課 薬物銃器対策第二係 捜査共助課 各係（手配係の庶務担当及び捜査等業務手当の(1)のアの受給者を除く。） 鑑識課 各係（鑑識管理係の庶務担当及び捜査等業務手当の(1)のアの受給者を除く。） 航空隊 特務係の航空テレビ写真担当	＼	警察官及び警察行政職員 （管理職員を除く。）
	エ	警衛課 各係（警衛管理係の庶務担当を除く。）	＼	警察官
	(2)	教養課 通訳センター（管理係を除く。）	＼	警察官及び警察行政職員 （管理職員を除く。）
	(3)	機動隊 水難救助隊	＼	警察官 （管理職員を除く。）
	(4)	ア 各所属 イ 銃器使用犯人等の逮捕又は銃器犯罪の捜査に従事した者 ウ 各所属		警察官及び警察行政職員

		エ	銃器犯罪捜査に付随する警戒等に従事した者		
		オ	各所属 暴力団の抗争に伴う暴力団の事務所等の警戒又は保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う警戒に従事した者		
		カ	各所属 刃物等の器具を使用する犯人の逮捕又は逮捕に付随する捜査に従事した者		
	(5)	ア	各所属 高速自動車国道等において交通事故の処理に従事した者		警察官 (管理職員を除く。)
		イ	各所属 高速自動車国道等以外の道路において交通事故の処理に従事した者		
交通整理取締手当	(1)		交通執行課 白バイ訓練所の交通取締用二輪車乗務員 交通機動隊及び高速道路交通警察隊 交通取締用二輪車乗務員	交通執行係の機動警ら担当	
	(2)	ア	交通機動隊及び高速道路交通警察隊 高速自動車国道等において交通整理又は交通関係法令違反の取締りに従事した交通取締用四輪車乗務員	＼ ＼	警察官 (管理職員を除く。)
		イ	交通機動隊及び高速道路交通警察隊 高速自動車国道等以外の道路において交通整理又は交通関係法令違反の取締りに従事した交通取締用四輪車乗務員		
	(3)		駐車対策課 駐車取締第二係 第二交通機動隊 騎馬隊	交通課の外勤担当(機動警ら担当で外勤担当の業務に従事した者を含む。)	
看守手当			留置管理第一課 各係(管理係及び指導係を除く。) 留置管理第二課 各係(管理係を除く。)	留置担当 護送担当	警察官 (管理職員を除く。)
警	(1)		警備第一課	地域総務係(交番	警察官及び警察行政

ら 手 当		東京国際空港テロ対処部隊の第一組、第二組、第三組及び第四組 警備第二課 警備装備第三係の警備犬担当 警護課 総理大臣官邸警備隊(庶務担当を除く。) 機動隊 中隊 鉄道警察隊 中隊	勤務者)、地域第一係、地域第二係、地域第三係、地域第四係、警戒係及び警ら隊並びに東京湾岸警察署の水上安全第一係、水上安全第二係、水上安全第三係及び水上安全第四係	職員 (管理職員を除く。)	
	(2)	教養課 通訳センター通訳第二係 警備第一課 各係 警備第二課 各係 災害対策課 各係 機動隊 中隊	地域総務係、地域第一係、地域第二係、地域第三係及び地域第四係の駐在所勤務員	警察官 (管理職員を除く。)	
	(3)	地域総務課 遊撃特別警ら隊(庶務担当を除く。) 自動車警ら隊 中隊の警ら用無線自動車乗務員	地域第一係、地域第二係、地域第三係及び地域第四係の警ら用無線自動車乗務員	警察官 (管理職員を除く。)	
爆 発 物 等 処 理 手 当	(1)	各所属			警察官及び警察行政 職員
	(2)	ア	爆発物又は特殊危険物の処理に従事した者		
		イ			
		ウ			
		エ			
死 体 処	(1)	各所属 死体の収容又は運搬に従事した者			警察官及び警察行政 職員
	(2)	鑑識課	死体の検視、見分	警察官	

理 手 当	(3)	各係（鑑識管理系の庶務担当を除く。） 交通捜査課 各係（交通捜査企画系の庶務担当を除く。） 捜査第一課 科学捜査係 高速道路交通警察隊 事件係及び中隊	又は解剖立会い に従事した者	
深夜特殊業 務手当		各所属 交替制勤務の者		警察官及び警察行政 職員 (管理職員を除く。)
特 別 救 助 手 当	(1)	災害対策課 特殊救助隊実施班 機動隊 機動救助隊及び水難救助隊	青梅警察署、五日 市警察署及び高 尾警察署の山岳 救助隊	警察官
	(2)	各所属 援助の要求により災害派遣された道府県警察の管轄区域 内における救難、救助、警戒警備その他の警察活動に従事し た者		警察官及び警察行政 職員
	(3)	各所属 警戒区域等において救難、救助、警戒警備その他の警察活 動に従事した者		警察官及び警察行政 職員
	(4)	警備第二課、災害対策課、鑑識課及び機動 隊 国際警察緊急援助隊	／	警察官
夜間緊急招 集手当		各所属 夜間に緊急招集を受けて勤務に従事した者		警察官及び警察行政 職員 (管理職員を除く。)
航 空 作 業 手 当	(1)	航空隊 整備班	／	
	(2)	ア 航空隊 飛行班及び整備班 イ 各所属 ヘリコプター又は警視庁の所有する航空機に搭乗して行 う業務に従事した者	／	警察官及び警察行政 職員

	ウ	各所属 航空機に搭乗して行う業務であつて、警視総監が人事委員会の承認を得て定めるものに従事した者	警察官
検査手当	科学捜査研究所 各係（鑑定管理第一係、鑑定管理第二係及び文書鑑定係を除く。）	＼	警察官及び警察行政職員
高所手当	用度課 検収センター検収第二係 施設課 修繕係、建築企画第二係、建築第一係、建築第二係、建築第三係、電気設備係、機械設備第一係及び機械設備第二係	＼	警察官及び警察行政職員 （管理職員を除く。）
小笠原業務手当	＼	小笠原警察署の全職員	警察官及び警察行政職員